

京都市告示第277号

京都市風致地区条例第4条第1項の規定に基づき、風致地区の種別の指定変更をいたしましたので、同条第2項の規定により告示します。

その関係書類は、京都市都市計画局都市景観部風致保全課において、一般の縦覧に供します。

平成16年 9月10日

京都市長 梶本頼兼

地区名称	種別面積（約h a）				
	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域	第4種 地域	第5種 地域
相国寺風致地区	—	—	—	—	12
鴨川 "	—	—	83	—	119
上賀茂 "	1,398	230	412	—	106
比叡山 "	1,318	42	36	—	—
東山 "	1,872	274	161.4	28	156.6
醍醐 "	954	45	8	3	50
伏見桃山 "	106	24	13	—	21
西国 "	—	—	—	—	2.1
嵯峨嵐山 "	3,505	352	55	3	31
西山 "	1,539	46	71	3	38
北野 "	—	—	—	—	12
紫野 "	—	7	33	—	4

船山	〃	490	27	21	—	1
鞍馬山	〃	784	54	35	—	22
大原	〃	1,394	180	34	—	15
大枝大原野	〃	1,597	—	—	—	—
本願寺	〃	—	—	—	—	3.5
合計 (17地区)		14,957	1,281	962.4	37	593.2

(都市計画局都市景観部風致保全課)